

監査結果のあらまし

～令和5年度の監査結果から～

令和6年4月

岐阜県監査委員事務局

目次

1	監査委員制度	1
2	財務監査及び行政監査	6
3	財政援助団体等監査	34
4	監査の過程において述べた主な意見	40
5	例月出納検査	61
6	内部統制評価報告書審査	62
7	決算審査（一般会計・特別会計）	64
8	決算審査（公営企業会計）	73
9	基金運用状況審査	80
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	81
11	住民監査請求に基づく監査	84
	(参考) 包括外部監査	85

※ 「監査結果のあらまし」は、監査委員制度や令和5年度に監査委員が実施した監査等の結果等について簡潔に取りまとめたものです。監査結果の詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。

監査委員は、**知事が県議会の同意を得て選任**することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人*で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■令和5年度の監査委員

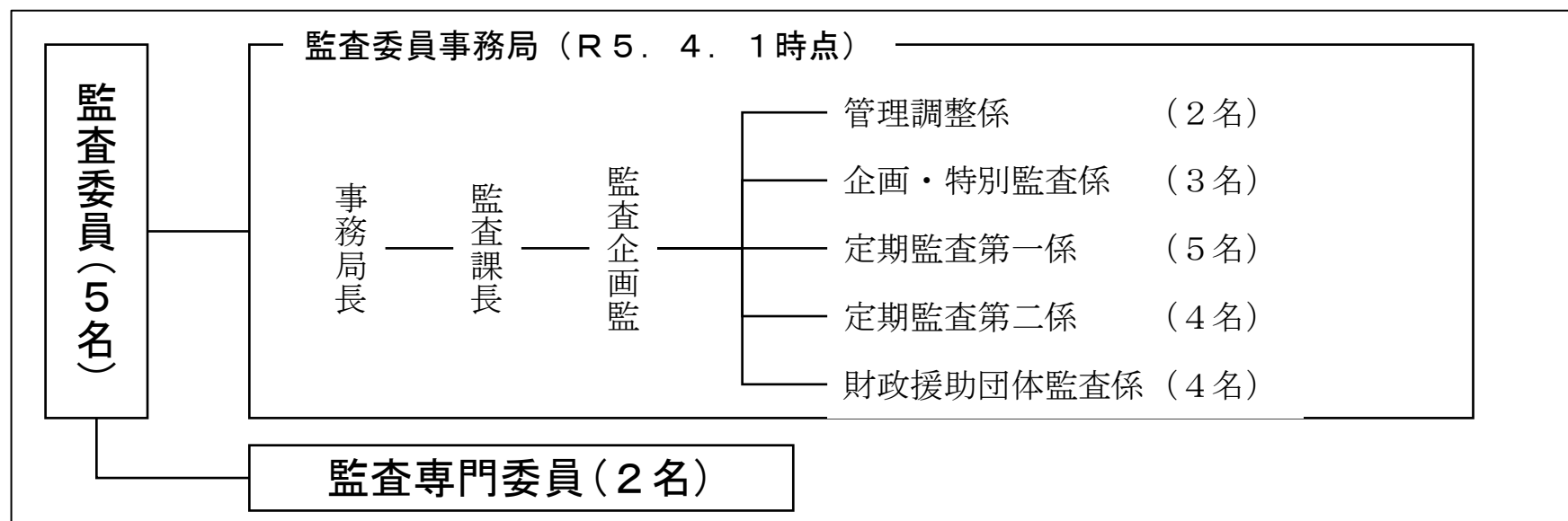
		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	林 幸広	令和4年5月10日～5年4月29日	
	非常勤	国枝慎太郎	令和4年5月10日～5年4月29日	
	非常勤	布俣 正也	令和5年5月9日～	
	非常勤	広瀬 修	令和5年5月9日～	
識見委員	常勤	鈴木 祥一	令和5年4月1日～9年3月31日	代表監査委員
	非常勤	南 圭一	令和2年5月10日～	弁護士
	非常勤	安田 典子	令和5年4月1日～	NPO法人理事長

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人とされていますが、各都道府県の条例で定数を増加することができるものと規定されています。また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

監査委員事務局の組織

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査等の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査等に先立ち、予備的な監査等を行っています。

■組織図



監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が2名選任されています。

■令和5年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	河村 崇志	令和5年8月1日～6年3月31日	公認会計士
監査専門委員	若原 幸秋	令和5年5月1日～6年3月31日	公認会計士

監査委員の主な業務

監査委員は、「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

監査等の結果や、監査等の結果に対して執られた措置については、監査委員事務局のホームページで公表しています。

監査委員の主な業務は、次のとおりです。

○ 財務監査 (地方自治法第199条第1項、第4項、第5項)

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、**定期監査**と**随時監査**があります。

<定期監査> 毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査をします。

<随時監査> 定期監査のほか、必要があると認めるときは、抜き打ちなどの手段を用いて監査をします。

○ 行政監査 (地方自治法第199条第2項)

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について、特定のテーマを選定して定期監査と併せて行うなどの方法により監査をします。

○ 財政援助団体等監査 (地方自治法第199条第7項)

必要があると認めるときは、^{しゅっし}出資・^{しゅつえん}出捐団体、補助金等交付団体及び指定管理者を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

○ 例月出納検査 (地方自治法第235条の2)

県の現金の出納について、毎月検査をします。

○ 内部統制評価報告書審査 (地方自治法第150条第5項)

知事から提出された内部統制評価報告書について審査をします。

○ 決算審査 (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計(流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計)の決算書等について審査をします。

○ 基金運用状況審査 (地方自治法第241条第5項)

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査をします。

- ・ 岐阜県土地開発基金、岐阜県美術館美術品取得基金

○ 健全化判断比率及び資金不足比率審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

財政状況を表す指標 (健全化判断比率及び資金不足比率) に関して算定が正しく行われているかについて審査をします。

○ 住民監査請求に基づく監査 (地方自治法第242条第4項)

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

指摘事項等	指摘事項…是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの 指導事項…上記のうち、指摘事項以外のもの 検討事項…事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項
出資・出捐団体	県が資本金等の4分の1以上の出資又は出捐 (財団法人の設立行為たる寄附行為として金銭や品物を寄附すること) を行っている法人
補助金等交付団体	県が補助金や負担金等を交付している団体
指定管理者	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

2 財務監査及び行政監査

(1) 定期監査

本庁及び現地機関の全385機関を対象として定期監査を実施しました。

なお、令和5年度の監査においては、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の検証」「新県庁舎移転に伴う各種事務の検証」を重点監査項目としました。

① 監査結果の概要

- 154機関において、指摘事項77件、指導事項137件の計214件が認められました。

【主な指摘事項等の内容】(注1)

- ・ 公用車の交通事故 : 44件 (事故52件)
- ・ PC及びタブレット端末の損傷 : 43件 (損傷57台)
- ・ 契約事務に関する誤り : 53件

(注1) 1機関において複数の交通事故があった場合、指摘事項等の件数としてはまとめて1件としているため、事故件数は指摘事項等の件数より多くなっています。

PC及びタブレット端末の損傷についても、上記と同様の理由でPC及びタブレット端末の損傷台数は指摘事項等の件数より多くなっています。

○ 指摘事項等の総件数は、前年度と比較して38件増加しています。

[主な増加要因]

(前年度→今年度)

契約事務に関する誤り

36件 → 53件 (+17)

財産管理に関する誤り

45件 → 71件 (+26)

〔うちPC及びタブレット端末の損傷
〔 損傷台数 36件 → 43件 (+7)
45台 → 57台 (+12)〕

施設、車両事故の発生

51件 → 53件 (+2)

〔うち公用車の交通事故
〔 事故件数 36件 → 44件 (+8)
48件 → 52件 (+4)〕

[主な減少要因]

支出事務に関する誤り

21件 → 16件 (△5)

○ 契約事務に関する誤りでは、契約情報が公開されていない(17件→22件)、予算議決前に入札執行など契約方法や手続きが不適正であったもの(7件→16件)が増加しています。

○ PC及びタブレット端末の損傷事故や公用車の交通事故に係る指摘事項等件数は、前年度に比べると本年度はいずれも増加しましたが、地方自治法改正で令和2年度から導入された内部統制制度において県のリスク管理項目とされ、各所属での指導や対策の強化等もあって、同制度導入前の指摘事項等件数と比べると、いずれも大きく減少しております。

【指摘事項等の件数】

(単位：機関・件)

区分	監査実施 機関数 A	指摘事項 等あり B	割合 B/A	指摘事項 等の件数			
				指摘	指導	検討	
知事部局	214	77	36%	105	53	52	0
教育委員会	98	52	53%	77	10	67	0
公安委員会	60	24	40%	31	14	17	0
その他 (※)	13	1	8%	1	0	1	0
合計	385	154	40%	214	77	137	0
(対前年度増減数)	+2	+18	+ 4%	+38	+6	+33	▲1
<参考>前年度	383	136	36%	176	71	104	1

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、
人事委員会事務局、監査委員事務局

【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備 考
財務事務	75	137	0	212	
予算	0	0	0	0	
収入	13	6	0	19	うち手続き漏れ、遅延、金額誤り等 6件
支出	8	8	0	16	うち金額・支払先等誤り、検査不備 10件
契約	11	42	0	53	うち契約情報が公表されていないもの 22件
財産	1	70	0	71	うちPC及びタブレット端末の損傷 43件
その他	42	11	0	53	うち公用車の交通事故 44件
公営企業	1	0	0	1	
行政事務	1	0	0	1	
合計	77	137	0	214	

※監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上しています。

② 主な指摘事項及び指導事項の内容

令和5年度に実施した定期監査における指摘事項等のうち、主な指摘事項及び指導事項は次のとおりです。

1 (収入) 適切な債権管理がなされず、不納欠損としたもの

(指摘事項)

生活保護法により県が支給した保護費については、生活扶助費等国庫負担金の算定対象となっており、支給決定の取消しに伴う返還金や徴収金が返済されず不納欠損となった場合でも、納付指導等の適切な債権管理を行っていれば国庫負担金の算定対象となります。

しかし、返還金等に係る収入事務において、**納付指導等の適切な債権管理を行うことなく、時効の完成をもって不納欠損としていた事例が、2機関で6件（合計1,821,602円）あり、国庫負担金の算定対象外となっていました。**

担当者の問題のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

西濃県事務所、可茂県事務所

2（収入）加算金に係る適切な減免手続がなされていなかったもの（指摘事項）

県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）について、県が事業者への支給を取り消し、協力金の返還を命じたときは、その命令に係る協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金を事業者に入納させる必要があります。

また、返還金が返還納期日までに納入されなかった場合は、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金も納入させる必要があります。

令和3年度の不正受給に関して、令和4年度に全額返還（1,540,000円）を命じた事例において、上記計算方法によれば、加算金の額は121,506円となるところ、延滞金相当額（32,340円）が減免され、89,166円となっていました。減免の意思決定に係る証拠書類が残されていませんでした。

協力金の支給根拠となる県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱では、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができることとされていますが、免除の判断に至った経緯等は、明らかにしておく必要があります。その証拠が残されていなかったため、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

商工・エネルギー政策課

3 (支出) 関係法令に基づく手続きを実施していないもの

(指摘事項)

建設工事に係る業務委託料を個人事業主へ支払う際に源泉所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていなかった事例が2機関2件(未徴収の源泉所得税等の合計172,242円)ありました。

また、労働保険料の確定保険料の算定に当たり算定基礎となる賃金総額に会計年度任用職員等に係る給与等を含めていなかったことから、保険料の不足額とともに追徴金が支払われていた事例が3機関で3件ありました(不足額合計53,419円、追徴金合計5,200円)。

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・源泉徴収の未実施：高山陣屋管理事務所、東濃フロンティア高等学校
- ・労働保険料の算定誤り：森林保全課、岐阜高等学校、可児高等学校

4（支出）支払に遅延があったもの

（指摘事項）

理科実験用消耗品の購入や宿泊療養に係る勤務医への報償費等の支出事務において、債権者ではない第三者に支払を行い、正当な債権者に対する支払が遅延していた事例が2機関で3件（計169,499円）ありました。

担当者の確認不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・勤務医への報償費支払：感染症対策推進課
- ・理科実験用消耗品の購入：吉城高等学校

5（契約）新年度開始前に入札執行又は契約締結をしたもの

（指摘事項）

新年度開始時から契約の効力を発生させなければ県の事務の取扱いに支障を及ぼす契約であっても、債務負担行為の設定等何らかの予算措置をしていない限り、年度開始前に入札執行や契約締結をすることはできないと解されています。

しかし、債務負担行為の設定もなく、新年度予算も成立していない段階で入札を執行していた事例が2機関で2件ありました。

また、年度開始前に契約締結していた事例が1機関で1件ありました。

担当者の認識不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・ 入札執行：情報科学芸術大学院大学（大学学生寮管理人業務委託）
可茂県事務所（庁舎エレベータ設備保守点検業務委託）
- ・ 契約締結：可茂特別支援学校（学校通学用バス借上げ及び運行業務委託）

6（契約）過大な予定価格に基づき契約締結をしたもの

（指摘事項）

有害大気汚染物質調査業務委託の積算において、一部の業務が「税込」金額で積算され、その上に消費税が上乗せされたため、結果として消費税を二重計上したことや、交番の回転灯取替補修工事の積算において、諸経費を二重計上したことにより、その予定価格が過大なものとなり、当該予定価格に基づいて契約事務を行った結果、**適正に算定した場合の予定価格を上回る金額で契約締結していた事例が2機関で6件（過大金額296,697円）ありました。**

また、林木育種事業地管理作業委託業務の契約変更において、**労務費の追加人工数を誤り、変更後の契約金額が2,200円過大となっていました。**

いずれも、担当者の確認不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・消費税の二重計上：環境管理課
- ・労務費の積算誤り：森林経営課
- ・諸経費の二重計上：垂井警察署

7（契約）契約書に必要事項が記載されていなかったもの

（指摘事項）

県が作成する契約書のひな形には、契約解除に伴う違約金に関する条項が盛り込まれています。

警察庁舎の電気需給に係る契約において、特段の理由がないにもかかわらず、契約解除に伴う違約金に関する条項が抜け落ちた契約を締結した結果、契約期間中に契約先が破産し、業務の継続が困難となり、相手方の責めに期すべき事由によって契約解除をしたにもかかわらず、違約金（16,533円）を徴収することができなかった事例がありました。

担当者の認識不足により前年度の契約で使用した契約様式を見直すことなく漫然と使用したこと、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

岐阜羽島警察署

8 (契約) 契約情報の公表がなされていなかったもの

(多数事例)

県が発注する建設工事や建設工事関連の測量・設計業務委託等については、契約の締結後、速やかに契約内容に関する事項（契約相手や契約金額等）を公表することとなっています（建設工事は予定価格50万円超、業務委託は10万円超の案件に限る）。

また、世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定」の適用を受ける高額契約（特定調達契約）を行った場合は、その決定の日の翌日から72日以内に落札者等の公示を行わなければなりません。

上記に該当する案件であるにもかかわらず、**契約情報の公表が行われていなかった事例や、公表が遅れていた事例が22機関で22件ありました。**

いずれも、担当者の認識不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

危機管理政策課、消防学校、高山陣屋管理事務所、農業大学校、中央家畜保健衛生所、道路建設課、下呂土木事務所、下水道課、都市公園課、教育財務課、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校、揖斐高等学校、大垣東高等学校、大垣西高等学校、大垣商業高等学校、関高等学校、斐太高等学校、郡上特別支援学校、中濃特別支援学校、恵那特別支援学校、飛驒特別支援学校

岐阜県新庁舎電気自動車用充電設備設置工事において、来庁者用駐車場及び公用車駐車場に電気自動車用充電装置が設置されましたが、計5台の装置に係る**物品登録が行われていませんでした。**

5台のうち、来庁者用急速充電装置（取得価格7,244,600円）と公用車用急速充電装置（取得価格2,877,600円）は、**重要物品（取得価格100万円以上の備品）としての記録管理もなされていませんでした。**

担当者の確認不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

管財課

10 (財産) PC及びタブレット端末の損傷

(多数事例)

キーボード上に飲料をこぼした、キーボードと液晶画面の間にもものを挟んだまま閉じてしまったこと等でPCを損傷したものが23機関で23件(25台)、落下による画面ひび割れ等でタブレット端末を損傷した事例が22機関で22件(32台)、合わせて43機関で43件(57台)あり、修繕料3,784,536円が支払われていましたので、損傷事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

岐阜県税事務所、健康福祉政策課、感染症対策推進課、中濃子ども相談センター、わかあゆ学園、県産品流通支援課、農産物流通課、西濃農林事務所、多治見土木事務所、岐阜北高等学校、長良高等学校、岐山高等学校、羽島北高等学校、岐阜総合学園高等学校、岐阜商業高等学校、岐南工業高等学校、各務原高等学校、羽島高等学校、大垣北高等学校、大垣東高等学校、大垣西高等学校、大垣養老高等学校、関有知高等学校、関高等学校、加茂高等学校、加茂農林高等学校、東濃高等学校、可児高等学校、多治見高等学校、多治見工業高等学校、瑞浪高等学校、土岐紅陵高等学校、土岐商業高等学校、恵那農業高等学校、益田清風高等学校、飛驒高山高等学校、東濃フロンティア高等学校、岐阜聾学校、羽島特別支援学校、捜査第三課、大垣警察署、加茂警察署、出納管理課

※6ページの(注1)を参照

1 1 (その他) 公用車の交通事故

(多数事例)

公用車の交通事故で県側に過失があったもので、損害賠償額が確定した事例が、44機関で44件（事故52件・うち過失割合100%の事故は42件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金11,578,317円、修繕料9,944,573円の支払が発生し、公用車3台が廃車となっていましたので、交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

飛騨県税事務所、防災課、感染症対策推進課、岐阜保健所、関保健・郡上センター、飛騨保健所、岐阜地域福祉事務所、保健環境研究所、西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター、東濃子ども相談センター、飛騨子ども相談センター、岐阜農林事務所、郡上農林事務所、恵那農林事務所、中山間農業研究所、農業大学校、森林研究所、森林文化アカデミー、岐阜土木事務所、大垣土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、恵那土木事務所、高山土木事務所、公共建築課、西濃県事務所、中濃県事務所、東濃県事務所、飛騨県事務所、留置管理課、捜査第一課、国際捜査課、運転免許課、交通機動隊、警備第二課、岐阜中警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、郡上警察署、関警察署、加茂警察署、多治見警察署、高山警察署

※6ページの(注1)を参照

1 2 (その他) 事務事業の執行体制が適切でないもの

(指摘事項)

大道芸の「猿回し」は動物の取扱業に該当し、概ね24時間を超える公演を行う場合、事業者は、営業地域を管轄する保健所に第一種動物取扱業登録を行う必要があります(登録申請手数料が必要)。

「日帰り、複数日、同一場所」の条件で猿回しの公演(1回の公演は24時間未満)を行う事業者から、本庁(生活衛生課)に登録の要否について問い合わせがあり、登録の必要がない営業であったものの、保健所に確認することなく、登録が必要である旨の誤った回答をしたため、当該事業者が管轄の保健所において登録申請を行い、当該保健所も申請を受理しました(令和3年度、登録申請手数料15,000円を県証紙で納付)。

令和4年度に入り、当該事業者からの指摘により、誤徴収が判明し、手数料相当額の損害賠償金(15,000円)が申請者に支払われていました。

回答前に保健所における実際の運用の確認を怠ったほか、組織的なチェック機能も働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

生活衛生課

③ 重点監査項目の監査結果

令和5年度の定期監査については、「新型コロナウイルス感染症対策事業の検証」及び「新県庁舎移転に伴う各種事務の検証」の2項目を重点監査項目として設定しました。これら2項目の監査結果は次のとおりです。

1 新型コロナウイルス感染症対策事業の検証について

本県における令和4年度新型コロナウイルス感染症対策関連事業は、予算上の単位である細々事業ベースで490事業が実施され、121,483,435千円支出されています。

5年度定期監査では、全385機関のうち65機関において、上記事業から執行節が(18)負担金、補助及び交付金で支出された事業を抽出し重点的に監査を実施しました。

監査をした限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められました。

抽出した細々事業数	73事業
検証した支出額	6,127,182千円

2 新県庁舎移転に伴う各種事務の検証について

新県庁舎については、令和5年1月4日に開庁しました。（行政棟及び議会棟に係る建設工事費496億円、工期3年2箇月余）

県庁舎本体工事費のほか関連整備費、移転に係る費用（引越費用）や開設に必要な備品の購入、このほかフロア書庫整備に係る経費など、本体工事費以外にも多額の経費が支出されています。

また、移転に伴い旧県庁舎において使用していた備品を数多く処分しています。

令和5年度定期監査では、以下の3つを選定対象として重点的に監査を実施しました。

①建設、備品調達、維持管理関係

②関連事業関係

（ギャラリー整備、書架の整備、各種システムの整備・移設 等）

③物品管理（物品処分）関係

（県庁舎開設準備課の通知による物品処分手続）

その結果、次のとおり**6件の不適正な事項**が認められ、いずれも**指導事項**として是正又は改善を求めました。当該6事項以外については、監査をした限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められました。

【不適正な事項】

- ・岐阜県新庁舎電気自動車用充電設備設置工事の請負契約により取得した来庁者用急速充電装置など計5台（うち2台は100万円以上の備品）の**物品登録が行われていなかった。**（管財課）（注2）
- ・岐阜県防災情報通信システム新県庁舎移設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る**契約情報の公表が行われていなかった。**（危機管理政策課）
- ・物品の処分事務において、**不用決定の手続を行わないまま物品が廃棄されていた。**（航空宇宙産業課、水道企業課）
- ・物品の処分事務において、令和5年2月28日までに作成すべき物品処分等調書の作成が5年3月31日に行われていた。（都市政策課、都市整備課）

（注2）この事項については、18ページにも記載があります。

(2) 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査を、**不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査**で実施しました。

監査結果の概要

生産物の出納管理を中心に、**生産物売払収入の多い3機関**を監査し、以下のとおり指導事項が認められました。

【主な監査結果（すべて指導事項）】

○岐阜農林高等学校

生産物の売却等の専行処分において、現金売りが実施されているにもかかわらず、**部門別現金出納簿**が作成されていなかった。

○飛騨高山高等学校

生産物の管理事務において、**生産物野帳及び生産物出納簿**に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていなかった。

○岐阜清流高等特別支援学校

生産物の管理事務において、**生産物野帳及び生産物出納簿**に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていなかった。

(3) 行政監査

監査委員は、必要に応じて、**財務に関する事務以外**についても、県の機関における**事務の執行**が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する「行政監査」を実施しています。

行政監査は、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に実施しています。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事業執行にかかる事務などは、時に密接に関係していますので、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがあります。

テーマ1 「県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について」

AEDは、地震等の災害時や事件事故等による負傷者や急病人の発生といった緊急時に作動しなければ、救命効果に重大な影響を与える恐れがあるため、日ごろから点検を行うなど適切な管理が求められています。

どの施設・職員においてもAEDを実際に使用する可能性があることから、県が管理する施設での救命救急においてAEDを使用する際、機器の管理不備により使用できないなどの重大な事態の発生を防止する必要があります。

また、県が管理する施設におけるAEDの設置情報は、県有施設AEDマップを通じて公開されていますが、突然の心停止事案が発生した場合に、マップ情報が不正確であったため救えるはずの命が救えないといった最悪の事態発生を避けるため、公開情報は最新、正確で、信頼できるものでなくてはなりません。

そのため、AEDの適切な設置・管理、職員に対するAED使用に係る講習・設置等の周知状況及び県有施設AEDマップ等でのAED情報の公開等について検証することとしました。

【監査の主な着眼点】

- ・ AEDの調達、設置が適切に行われているか。
- ・ AEDの維持管理が適切に行われているか。
- ・ AEDの設置に係る情報が適切に周知・公開・表示されているか。

監査対象機関

令和5年8月1日時点におけるすべての県管理施設482施設（知事部局、教育委員会、公安委員会所管の現地事務所、高等学校、指定管理施設、交番・駐在所等）に設置された全664台のAEDの設置状況等について、調査を実施。

指摘事項等の件数

指摘事項65件、検討事項5件

【主な監査結果】

○AED設置場所の案内表示【関ヶ原古戦場記念館、可茂特別支援学校】

施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、AED設置場所を県有施設の入口等に掲示して表示するべきところ、当該表示が掲示されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。【指摘事項】

○AED調達の一括化の推進【医療整備課、学校安全課】

各施設には、本課（医療整備課、学校安全課）で一括調達したAED（一括調達AED）と各施設が独自に調達したAED（独自調達AED）の2種類あるが、一括調達AEDのほうが独自調達AEDよりも安価で調達できていたので、独自調達AEDの更新時期を把握の上、一括調達を検討し、経済的かつ効率的な調達を行うよう図られたい。【検討事項】

医療整備課一括調達AED（359台、5年賃貸借）の1台当たりの価格：約13万円

学校安全課一括調達AED（98台、5年賃貸借）の1台当たりの価格：約11.5万円

独自調達AED（75台、購入）の1台当たりの最多価格帯：20万円以上25万円未満

独自調達AED（29台、5年賃貸借）の1台当たりの最多価格帯：30万円以上

【主な監査結果】（つづき）

○耐用期間を超過したAEDを設置【羽島北高、岐阜商業高、多治見工業高】

耐用期間が経過したAEDでは、いざというときに性能を発揮できない等の重大な事態の発生が危惧されることから、設置の要否及び更新の必要性を踏まえた上で、AEDの更新、又は廃棄を行うべき【指摘事項】

○県有施設AEDマップの適切な更新【指摘事項】

- ・廃止された施設のAED情報が、AEDマップに掲載されたまま（商工・エネルギー政策課、岐阜南・岐阜羽島・海津・大垣・多治見・飛驒警察署）
- ・施設が移転したにも関わらず、AEDマップ情報が旧住所のまま（産業技術総合センター、中山間農業研究所、畜産研究所）
- ・撤去されたAED情報が、AEDマップに掲載されたまま（管財課、美術館、産業技術総合センター、都市公園課、大垣特別支援学校、交通企画課）
- ・管理主体が県から民間団体に移ったにも関わらず、県管理施設としてAEDマップに掲載されたまま（障害福祉課）
- ・施設の名称が現在の名称と異なる名称で、AEDマップに掲載（地域スポーツ課、中央食肉衛生検査所、産業技術総合センター、食品科学研究所、都市公園課、岐阜清流高等特別支援学校、警備第二課、恵那警察署）
- ・AEDマップ上のAEDマークの位置が、県庁舎（行政棟）及び議会棟においては、旧庁舎上に表示されたまま（管財課、議会事務局）

テーマ2 「県が実施する建設事業における市町村負担金の徴収事務について」

県が実施する道路改良事業や急傾斜地崩壊対策事業などの建設事業については、「県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（昭和49年3月22日議第39号議決）」に基づき、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることとされています。そして、地方財政法第27条第1項、道路法第52条第1項及び下水道法第31条の2第1項等の規定により、当該事業に係る負担金、分担金（以下「負担金等」という。）が徴収されることとなっています。

負担金等の徴収時期については、「分担金及び負担金の徴収時期について（通知）（平成28年4月1日付け財第2号）」（以下「財政課通知」という。）により、原則として、工事着工時（以下「着工時」という。）までにその50%、工事完了時（以下「完了時」という。）までに残余の50%を徴収することとされています。

令和4年度に実施した岐阜土木事務所及び岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の定期監査において、令和3年度に係る建設事業の着工時の負担金の徴収に当たり、関係市町への負担金に係る承諾書の提出依頼の遅れにより事務手続の遅延が生じ、徴収が適切に実施されていない事態が見受けられました。

そこで、上記両事務所の建設事業に係る完了時の負担金の徴収事務を確認するとともに、他の機関における当該事務手続について監査を実施しました。

【主な着眼点】

- ・ 徴収事務が会計規則、財政課通知等に沿って適切に実施されているか。
- ・ 徴収された負担金等は県の資金管理計画に適切に反映されているか。

監査対象機関

本庁：森林経営課、都市整備課

現地：11土木事務所、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、流域浄水事務所

指摘事項等の件数

検討事項 17件

【主な監査結果】

監査したところ、着工時まで徴収すべき負担金等について、事業着工時から数か月経過した後、納入通知書を発付するなどしており、結果として収納が遅延しているなど、適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所等が財政課通知に沿って、負担金の徴収事務を行うこと、加えて、事務所等の収支等命令者が収入計画を会計管理者に報告することは、本県の資金計画を立案する際により精度が高い判断材料の一部となり、効率的、経済的な資金運用・資金調達につながり、歳計現金の有効な活用及び適正な管理を図るとした資金管理の趣旨から適時適切に行うことが必要と認められた。

については、各事務所等において、議決に定められている各事業に係る負担金の徴収事務を、原則として、財政課通知等に沿って行うとともに、各事務所等及びこれらを所掌する主務課において、負担金を納める関係市町における補正予算成立等に配慮する必要があるものは、例外的な措置を認める手続の取扱いを定めるなど、業務の実態に即したより適切な徴収事務手続を検討されたい。

テーマ3 「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金について」

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症初期の悪化から徐々に改善の動きが見られるものの、コロナ禍以前の状況まで回復していません。

加えて、原油や物価の高騰による中小企業の経営状況への影響も懸念されています。こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職をより一層促進するため、労働雇用課では、**離職を余儀なくされた者を正規雇用労働者として雇用した中小企業事業主を対象とした「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」**を支給することにより早期再就職を促進する取組みを行っています。

当該奨励金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として令和3年度に設けられ、**同交付金の労働費予算の中では最も高額**となっており、令和5年度においても支給金額を見直しながら事業が継続されていて、さらに、中小企業事業主に対する直接的な支援制度でもあります。

以上を踏まえて、上記奨励金の支給事務が適切に行われているか、奨励金の不適正な受給はないか、奨励金が有効に活用されているか等について確認することが必要と考え、「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を監査のテーマとして選定し、監査を実施しました。

【主な着眼点】

- ・ 奨励金の支給事務が適切に行われているか。
- ・ 奨励金の不適正な受給がないか。
- ・ 奨励金が有効に活用されているか。

監査対象機関

労働雇用課

新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給事業主

指摘事項等の件数

指導事項 1 件

【監査結果】

令和4年度岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金の対象となる労働者の「雇用期間」、「所定労働時間」、「勤務地」の要件を確認する書類として、申請者から対象となる労働者の雇用契約書の写しの提出を受けるべきところ、**当該労働者とは異なる名前で作成された雇用契約書の写しを受理して支給決定**しており、審査事務が適正に実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

多くの事業主からは雇用に効果があるとの評価を受けていたが、一方で**労働者が雇用から半年未満で退職している事例なども多く報告**されていた。緊急事態の中であっても安定して雇用が持続できる制度となるように、**今後、同種制度を設ける際には、支給後の雇用状況の実態把握を支給条件とする**などして事業効果を検証し、制度に反映していくことを検討する必要がある。

3 財政援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体(出資・出捐^{えん}団体)、県が補助金等を交付している団体(補助金等交付団体)、公の施設の指定管理者となっている団体について、計45団体を選定して監査を実施しました。

① 監査結果の概要

- 監査を実施した結果、12団体において、指摘事項5件、指導事項8件及び検討事項1件、またこれらの団体を所管している県の7機関において、指摘事項4件、指導事項4件及び検討事項1件の計23件が認められました。

【指摘事項等の件数】

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数				所管機関の 指摘事項等の件数			
		指摘 事項等 あり		指摘	指導	検討		指摘	指導	検討
出資・出捐 ^{えん} 団体	18	4	6	2	3	1	3	2	0	1
補助金等交付団体	17	2	2	2	0	0	1	1	0	0
指定管理者	10	6	6	1	5	0	5	1	4	0
合 計	45	12	14	5	8	1	9	4	4	1
(対前年度増減数)	△ 1	△ 1	△ 1	+2	△ 4	+1	+6	+3	+2	+1
<参考>前年度	46	13	15	3	12	0	3	1	2	0

② 主な指摘事項等

1 (出資・出捐団体) 後発医薬品の使用状況が低い水準にとどまっていること (検討事項)

後発医薬品は先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者の薬代の負担軽減や医療保険財政の改善に資するものです。そして、国や県は、後発医薬品の数量シェア80%を目標に掲げ、品質及び安定供給の信頼性の確保を柱として、様々な対策を実施しているところです。

しかし、岐阜県立下呂温泉病院における後発医薬品の使用状況は、令和4年度の数量シェアが42.4%と、国や県の平均と比べ、低い水準にとどまっていた。

これは、経営上のメリットや地域性等を考慮し、先発医薬品を多く採用してきたことによるものでした。しかしながら、第3期中期計画において後発医薬品の使用促進を掲げ、また、平成26年9月以降、急性期病床から地域包括ケア病床への移行を進めたことにより、診療報酬の算定上、後発医薬品の使用が経営上有利になるため、先発医薬品から後発医薬品への切替えを進めるなどしているところです。

今後、より積極的に後発医薬品の使用促進に取り組むよう、当該団体及び県の所管機関に対して、検討を求めました。

病院名等	H30	R1	R2	R3	R4
下呂温泉病院	43.6%	43.9%	46.7%	45.9%	42.4%
(参考) 全国平均	72.6%	76.7%	78.3%	79.0%	79.0%
(参考) 岐阜県平均	76.1%	78.9%	81.2%	81.4%	83.3%

【該当団体〈県の所管機関〉】

(地独) 岐阜県立下呂温泉病院 〈医療整備課〉

2 (出資・出捐^{えん}団体) 退職給付引当金が適切に計上されていなかったもの(指摘事項)

県が出資する第三セクター鉄道会社において、退職給付債務の額を企業会計基準に基づき適切に見積り、貸借対照表に退職給付引当金を計上する必要があります。

しかし、**明知鉄道**においては、退職給付債務の一部を中小企業退職金共済に積立していたものの、**貸借対照表に退職給付引当金を計上していませんでした。**

また、**長良川鉄道**においては、簡便法により期末自己都合要支給額を退職給付債務としていますが、一部職員の要支給額の計算において、自己都合支給率ではなく、より支給割合の高い会社都合支給率にて算定しており、その結果、**貸借対照表に計上された退職給付引当金の額が過大**となっていました。

両鉄道会社に対しては、財政状態を示す貸借対照表や経営成績を示す損益計算書を元に、県や地元市町から多額の財政支援がされているため、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

明知鉄道株式会社、長良川鉄道株式会社〈公共交通課〉

3（補助金等交付団体）補助対象経費が過大となっていたもの

（指摘事項）

岐阜県私立学校教育振興費補助金について、実績報告書と会計書類等を照合したところ、スクールカウンセラーの給与額を誤って計上しており、その結果、補助金4,000円が過大受給となっていました。

これは、実績報告書の給与額は実績額を記入すべきところ、団体側の事務担当者のミスにより、令和5年3月に提出した変更交付申請書に計上した見込額を誤って記入していたことによるものでした。

団体側において、組織的なチェック機能が働いていなかったことも原因と考えられ、また県側においても、実績報告書の審査の際、事業実績の確認が十分でなかったことから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（学）聖マリアの無原罪学園 〈私学振興・青少年課〉

4（指定管理者）拾得物の取扱が適正に行われていなかったもの

（指摘事項）

岐阜メモリアルセンターや岐阜県長良川球技場において、現金などの拾得物が届けられ、或いは発見した場合、指定管理者自らが定めた拾得物取扱要領に基づき、一週間以内に岐阜北警察署へ届けることになっております。

しかし、一部の現金において、警察署に届けることなく、駐車料金と一緒に金庫内で保管したままであったり、災害義援金として寄付したりと、不適正な取扱いをしていました。

団体側において、事務担当者の認識誤りのほか、組織的なチェック機能が働いていなかったこと、また県側においても実地調査の確認が不十分であったことが原因と考えられることから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（公財）岐阜県スポーツ協会〈地域スポーツ課〉

4 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進、情報通信技術（以下、「ICT」という。）の活用等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■ 県財政について

（財政見通し）

- ① 実質公債費比率と将来負担比率に上昇傾向が出てきたが、公共施設の長寿命化計画を実施したにもかかわらず上昇し始めたことに不安を感じる。

財政見通しの公表にあっては、実態をそのまま正確に伝えることを前提に、引き続き財政健全化の取り組みが伝わるような内容の補足など、県民に正しい理解を促すための丁寧な説明等の工夫をしていただきたい。

(税収見込みの公表)

- ② 令和4年度の決算見込みの公表内容には、税収の状況について何も触れられていないが、税収は景気の動きを見る指標にもなるので法人関係税については、前倒して公表することを検討していただきたい。速報として発表することで世の中をリードしていくメッセージになると考える。

(多様な財源の検討)

- ③ 現行では、県の補助金を主な財源としている事業であっても、**外部資金を獲得**できるよう、岐阜県が全国に先駆けて様々な効果のある取組みを検討していただきたい(例：**企業版ふるさと納税**や**クラウドファンディング**の利用など)。

(精緻な長期収支計画の策定について)

- ④ **水道事業の長期収支計画**について、水量の計画が実績に対し少なく見込んであると見受けられる。受水市町の水道料金にも関係するので、手堅く試算することは理解できるが、昨今の動きを見ると、国による脱炭素化に係る財政支援や、県の水道広域化推進プランなど、様々な動きがあるので、国や市町村と連携しながら、**精緻な計画を作成されるよう**取り組んでいただきたい。

■人事管理について

(獣医師等の確保)

- ⑤ 少子化を背景に新採獣医師の確保が困難になっているが、国家資格取得者だけでなく、資格取得を目指す人材を如何に確保するかが重要である。入庁後の資格取得や外部研修といった自己研鑽を支援することで、当該職務の重要性ややりがい理解され、一層の貢献や定着も期待できると考える。

岐阜大学との連携(学生のインターンシップ制度実施)について、成果が表われるよう努力いただきたい。また、まだ元気に獣医師として働いてもらえるOBの掘り起しと活用をすすめていただきたい。

(職員募集のPR)

- ⑥ 土木技術職員の募集において、岐阜県ならではの魅力、岐阜県の技術職員として仕事に携わることの魅力が発信できるようなPRの方法を検討していただきたい。特に現職の土木技術職員の生の声を学生たちに伝えることは、魅力の発信に有効と考える。

(職員の健康管理)

- ⑦ 新型コロナウイルスの影響で人間関係が疎遠になったことや、新県庁舎での新しい職場環境で、外部とのコミュニケーションが取りづらくなったことで、**職員の孤立が危惧**される。特に負担が大きいと思われる**対人業務に従事する職員**について、相談機会の充実など、**メンタル面のケア**にも配慮していただきたい。

(適正な人員配置)

- ⑧ **残業規制の強化**で労働時間も減る中、業務効率化が求められるが、正職員の人数が限られ、休みが取りづらい所属もあることから、**所属の業務の実態を丁寧に把握し、適切な人員配置**をしていただきたい。

(職員研修)

- ⑨ 社会状況が目まぐるしく変化する中、**職員の質を上げていくために、職員研修は、新たなカリキュラムも必要**な時代に来ていると思う。

研修実施形態については、オンラインだけでなく、特に対面の機会が限られる飛騨地域は、何回かに1回は現地で顔を見合わせながら実施するなど、バランスを考えて実施してほしい。

■ D Xの推進、I C Tの活用について

(事務削減の効果)

- ⑩ D X化で事務の省力化や効率化が見込まれる一方で、情報システム整備などの新たな経費も必要なため、**D X化が住民サービスの効率化に繋がっていることを具体的な数字で示すことが望ましい**。特に市町村行政のD X化を進める上で、県としても効果を具体的な数字で把握して示すことが必要。

(普及啓発)

- ⑪ D Xに関する知識や技術の普及啓発は、例えば県の施設の利用や見学の際に併せて説明を行うなど、**機会を捉えて子どもからお年寄りまで幅広く説明していただきたい**。また、I C Tの活用に係る専門的で高度な内容の研修等については、参加者のスキルや実務の現場の状況を十分踏まえ、参加者に相応しい内容で実施されるよう配慮が必要。

(事業者の支援)

- ⑫ デジタルインボイスシステム導入など、D X化で企業間の商取引が効率化され、利便性は向上するが、**セキュリティリスクも増加する**。サイバーセキュリティ対策の強化など様々な課題を同時に並行し解決する必要があり、**普及に向けた大きな負担・課題であることから、県内企業への適切な支援をお願いしたい**。

(業務の改善)

- ⑬ DX化やICTに係る最新の情報や動向に注視し、**建設工事、道路管理、建築工事の現場業務等に積極的に新技術を導入し活用**することで、業務環境の改善を図り、「現場が合理的で生産性も向上している。」と発信していくことが重要。

(スマート農業)

- ⑭ **スマート農業による省力化・軽労化、精密化**などで高品質生産を実現し、農業のイメージを変えていくことで、将来の担い手が増えてくることもあると思う。農業の最前線で先進的な取組みを行っていくことで、農業分野での外国人労働者の確保などで地域活性化にも寄与する可能性があるなどのメリットがあると思う。
- リモートセンシングなどの新技術について、是非導入に向けた研究を進めるとともに、教育機関での人材育成や関連事業を扱える業者との連携に努めてほしい。

■財務に関する事務の執行について

(経費節減 1)

- ⑮ 例えば、イベント等の広報用に作成し掲出が終わったターポリン製の幕は、再利用できるため、そのまま廃棄処分とせず、材料としてバッグやポーチなどに加工し、イベント関連のグッズとして付加価値を付けて販売するなど、様々な発想で活用について検討いただきたい。

(経費節減 2)

- ⑯ 国では、医療費の節減のために県の組織や他の大学病院におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進している。県の機関においても、特別な支障がある場合を除いて、**ジェネリック医薬品の使用を検討**していただきたい。

(タブレットの管理)

- ⑰ **タブレットの毀損事故が相当数ある**ことから、教員や生徒に対する注意喚起等により適正な物品管理を行うとともに、**毀損事故の報告や内部統制結果報告書への記載などが適正に行われるよう徹底**いただきたい。

(業務の見直し)

- ⑱ 事務事業見直しにおいて、各部局から意見聴取をしているが、好事例は他部局でも同様に取組み、更に無駄がなくなると思われるので、連携を取りながら無駄なくやっていただきたい。

(補助金の検査)

- ⑲ 福祉サービス事業者による**補助金の不正受給**が発覚したが、不正行為が発覚した場合、県の業務負担は多大であり、何より不正行為を未然に防ぐことが肝要。請求書や領収書の原本証明の確認など、**県の牽制機能が十分発揮されるよう対策**を講じてほしい。

また、「ほっと一息ぎふの旅」キャンペーンに係る不正受給については、逼迫した状況下で、宿泊業者への迅速な給付と不正防止の両立が求められる中、**補助金の事務処理として適切であったのかしっかりと検証**を行い、今後の同種事業の仕組みを構築する際に教訓として活かして欲しい。

■ 事務事業について

(担い手確保)

- ⑳ 小・中学生を対象とするポスター展を通して、仕事への関心を促し理解を広めてもらう取組みや、デュアル実習における高校生の民間企業就労体験などを通して地域の仕事の魅力に触れる機会をつくる取組みは、将来の人材育成につながると考える。大学生を対象とする就職・転職情報の提供にあっては、例えばメールマガジン登録者の属性を十分に把握し、全員に同じ情報を送るのではなく、**ターゲットを絞って**、その方が欲しい情報を送るなどの工夫ができると良い。

(消防団員確保)

- ㉑ 若年層の団員確保のため、**活動内容や操法の見直しも含めて視点を**変えて、**もっと興味を持ってもらう、身近に感じてもらうような普及啓発活動**を実施する必要がある。操法大会の内容や訓練を簡略化したり、ドローンを活用するなど、大変な仕事をできるだけIT等の力を借りて肉体労働を技術でカバーするといったアピールを通して、若者や女性も関心を持ち易くするなど、今までの消防団のイメージを変えられると良い。

(地域活性化)

- ②② 新たな道路の開通やインターチェンジ整備等により、地域の観光客の増加が期待されるので、**効果的なPRや案内看板の整備等**に係る県関係各部局の連携及び地元市町村、関係団体に対する支援をお願いしたい。

観光客の動向は、民間の方が情報を早くつかんでいることも多いので、生きた情報を得て、訪れた観光客に、どうしたら地域の魅力をよく知ってもらい、長く滞在してもらえるか、どこで宿泊させるかといった問題も考えながら、県全体の観光振興を考えていくことが重要。

(危機管理)

- ②③ 弾道ミサイル発射を想定した**国民保護訓練**については、**頑張れば助かるというものでなくてはならない**。国に対しても県民に対しても、どのタイミングでどういう行動をしないと助からないというように、正確な情報を伝えることで、現実
に起こる問題だということが認識され、訓練に真剣に向き合ってもらえるようになると思う。

訓練マニュアルについては、文字が読めない乳幼児や外国籍の人たちに、せっかく作成した訓練マニュアルをどう伝えていくのかが課題。避難時の弱者ケアが後回しになることも危惧されるので、配慮をお願いしたい。

(共生社会)

- ②4 日本に定住する外国人が増えているが、その子どもたちが日本語を使え、日本人と上手にコミュニケーションをとれるようになることで将来の選択肢が増え、将来県内で就職し担い手となることも期待される。教育の問題でもあり、今後の岐阜県全体の問題でもあるので、**各関係部局が連携し、引き続き外国人児童生徒への支援に取り組んでほしい。**

(広聴広報)

- ②5 県の情報発信については、例えば、移住希望者向けに、「岐阜県に移住してきた人や岐阜県に魅力を感じている人が、実際に岐阜県に来た結果どう感じたのか」というような情報を発信するなど、同じようなターゲット層でも細かく見ていき、**各々のターゲット層に対して、必要な情報を発信することで、より効果的に広報をすることができると思う。**

広聴事業は、回答者が、自分が回答した意見がどのように活用されたか、**意見が県の事業にどう反映されたか**ということが分かるとよい。

(SDGs)

- ②6 ぎふSDGs推進パートナー登録制度について、他の部署が行う各種認定制度との調整を図り、**部局横断的に実施していただきたい。**

(地域医療)

- ②7 医療過疎地は、適切な医療を受けることが難しい環境にあることから、薬の管理について必ずその地域の薬剤師による訪問指導があるとよい。
オンライン診療については、対面診療と比較して対価が低すぎる、手間の割に対価が低いという声があり、国への働きかけを強化されたい。

(感染症対策)

- ②8 感染症対策について、これまでの取組みを検証し、関係者がタッグを組んで、様々な事案に対応できる施策の実施に繋げていただきたい。
パンデミックへの対応は多大な人的配置が欠かせないと思われるが、過度な負担にならないよう、余力をもって準備をお願いしたい。

(児童虐待)

- ②9 虐待事案には、警察と子ども相談センターとが緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応することが求められるが、前兆事案や些細な情報でも共有し、事案が重大になる前に芽を摘むなど、引き続き連携を密にして取り組んでいただきたい。

(法人の監査)

- ③0 社会福祉法人の監査について、経営指導での指摘事項を法人の経営体制の向上につなげていくため、例えば指摘のあった法人名や、指摘に対する改善状況も公表することで、監査指導の効果を高められるのではないかと考える。

(家庭教育)

③1 家庭の教育力向上を図るため、学校や教員との連携を密にして、親が安心して相談できるような環境づくりを進めていただきたい。

心を育てる教育、道徳教育については、家庭の教育力が重要であり、家庭で会話することを当たり前にし、お互いに助け合う、支え合う、信じ合うといったような経験を通じて、心を育てていく必要がある。

(自然保護)

③2 地域の産業振興と計画的な工業立地を図るため、工場用地開発を進めることも大切だが「清流の国ぎふ」の豊かな自然を残すことにも取り組んでほしい。

コロナ禍の影響で普及が下火となったONSEN・ガストロノミーウォーキングについて、コロナ禍前よりもアウトドアが普及しているので、奥飛騨での開催も検討していただきたい。自然公園も、これから利用者の増加が見込まれるので、更に活用の推進に取り組んでほしい。

(起業支援)

③③ 大企業に属さず一匹狼的な起業家についても支援をお願いしたい。国の支援の枠組みから外れる可能性もあるが、規模の大小を問わず、使いやすい支援体制が必要。先進的なアイデア・技術から新たなビジネスがスタートすることもありえるので、**小さなところを取りこぼすことの無いよう**をお願いしたい。

また、県の起業支援で開発したもので、海外進出で大きく育つところまで来ているようなものがあれば、県庁全体が連携して支援していただきたい。

(県産品販促)

③④ 栗きんとんは、日持ちせず短い時間での輸送など、扱いが大変であるが、非常に珍しい商品なので認知度が上がるよう取り組んでほしい。

お茶の高付加価値化、ブランド化については、**海外では有機栽培は当たり前**となっており、**販路として海外も視野に入れた取り組み**を考えていただきたい。

(商工会等支援)

③⑤ **中山間地域の小規模事業者にも支援**が行き渡るよう、本庁が地域のバランスを加味しながら経営支援員の人材育成を進めていただきたい。

商店街のイベント事業について、賑わい創出や認知度向上も大切だが、**商店街の持続や将来の担い手確保**に向けて取り組んでいただきたい。

(新型コロナウイルスの影響を緩和するための支援制度)

- ③⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指定管理施設の指定管理料について、県が地方創生臨時交付金により特別に支援した結果、数百万円という収益を上げた施設がある一方で、黒字相当分を全額返還させた施設もあるなど、**県の対応にばらつきがあった。**

県の対応について精査を実施し、一定規模の黒字が発生した場合はその要因分析を行い、必要に応じ返還を求める仕組みを設けるなど、**将来の新たな危機の到来に備え、公平・公正な対応ができるよう、仕組みを整備していただきたい。**

(家畜防疫)

- ③⑦ 家畜伝染病対策について、引き続き気を緩めることなく取り組んでほしい。

牛白血病について、以前はよく取り上げられていたが、最近は関心が低くなっているように感じる。**牛白血病は今後の懸念材料であり、引き続き、ウイルスと菌を未然に防ぐ対策をお願いしたい。**

(林業振興)

- ③⑧ 森林整備の担い手がないという川上の問題をどうやって解決するのか、伐採する個人に直接お金が入る仕組みづくりが必要。

森林環境譲与税を活用した森林整備の実施には、境界の明確化に非常に手間がかかることが課題だが、全国的な問題であり、我が国全体で必要な森林整備が着実に進められるよう、森林環境譲与税の使途や譲与基準をはじめ、制度の所要の見直しについて、国に対して声を上げていかなければならない。

(入学志願者の減少)

- ③⑨ 県立高校について、少子化に伴い、定員割れを起こしている学校もあり、定員の見直しが必要。どこの学校も生徒数の減少は大きな課題となると思うが、今後、入学者の定員を減らしていく事も考えていく必要がある。

(学校教育)

- ④⑩ 教員の業務は大変であるが、教員の仕事は勉強を教えるだけではない。人生の節目に、先生に励ましてもらった記憶は、生徒の心に残り、糧にもなる。そういう面も十分意識して、学校における働き方改革等に取り組まれることを期待する。

(農福連携)

④1 農福連携で、農家、福祉事業所、農林事務所、学校が連携し交流的な授業を校内で実施されていることについては、児童生徒もいろいろな体験ができ、学校も外部機関との連携ができてよいため、**こういう例を沢山展開してもらいたい。**

学校単独では連携の取組みが難しいこともあるので、農林事務所と情報共有を行ってはどうかと考える。

■ 財政援助団体等監査における意見について

【出資・出捐^{えん}団体】

(地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター)

- ④② 南棟を建設し、高精度な放射線治療を展開するための新たな施設を設置するにあたって、医療機器を整備するだけでなく、必要なスタッフを確保していくとのことであるが、せつかく整備した医療機器が人材不足により適時に稼働できないという事態にならないよう、必要な人材を確保・育成し、円滑に運営していただきたい。

(地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院)

- ④③ 職員の研修については、県内に限らず、県外の研修にも積極的に参加するよう促し、新たな人脈の構築やモチベーションの増加などを図られたい。

(公立大学法人 岐阜県立看護大学)

- ④④ 職場におけるハラスメント対策として、関連規程を整備し、学生からの相談対応の充実や職員研修などにも取り組まれているが、ハラスメントは心のあり方の問題でもあるため、心のケアについても考えていただきたい。

(公益財団法人 ソフトピアジャパン)

- ④⑤ スマート生産性向上推進事業について、主に製造業中心に事業を展開しているが、最新のデジタル技術を活用した業務改善は介護や福祉の分野でもニーズがあると思われ、それらの分野にも事業を展開するよう検討していただきたい。
- ④⑥ 多くの県内企業が参加している岐阜県DX推進コンソーシアムの取組のひとつとして、成果報告会を開催し、成功事例の共有が行われている。ただ、DXの推進は多くの企業において試行錯誤されている状況であり、失敗事例も参考にして全体の底上げを図っていただきたい、成功事例だけでなく失敗事例も紹介するよう検討していただきたい。

(公益財団法人 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館)

- ④⑦ 本館の学芸員が学校等に出向き、航空宇宙に関する授業を実施するアウトリーチ事業について、令和4年度の主な実施先が小学校や放課後児童クラブとなっているが、本館の認知度をさらに上げるために、年齢層が高い中学生や高校生向けの内容の充実を図られたい。

【補助金等交付団体】

(東濃鉄道株式会社〈県の所管機関：公共交通課〉)

- ④⑧ 車両減価償却費等補助金の補助対象経費には、車両本体のほか附属品も含まれている。しかし、補助対象となる附属品が交付要綱等に明記されておらず、交付申請の審査にて個別に判断している。

補助対象経費が拡大することを避けるため、補助対象となる附属品の範囲について基準を設けるよう検討していただきたい。

- ④⑨ バス運転手確保支援事業費補助金について、補助金交付後に補助事業者から、補助対象の資格を取得したバス運転手が会社内で配置換えになったなどの事情により、交付条件を満たさなくなった旨の申し出を受け、補助金を返還させる事例が複数件発生しており、本補助金が活用しづらいという意見も届いている。

人材不足が深刻化する現在の社会状況等を鑑みると、バス事業者には積極的に補助金を活用して人材確保を図ってもらう必要があることから、**今後は交付条件をより柔軟な運用とすることができないか、一度検討していただきたい。**

【指定管理者】

(公益財団法人 岐阜県スポーツ協会 (施設名：岐阜メモリアルセンターなど))

- ⑤⑩ 毎年、600枚程度の調査票を配布し、スタッフ対応や施設の快適さなど、利用者満足度調査を実施している。ただ、令和4年度の利用者が70万人以上であり、600枚では少ないのではと思われる。もっと多くの利用者の声を拾い、施設の運営の改善につなげていくよう、調査の実施方法について検討していただきたい。

また、調査票の内容についても、設問を見直すなどして、利用者が満足していない点とその理由・原因を調べ、利用者のニーズをつかむことが重要である。

- ⑤⑪ 岐阜メモリアルセンターは広域避難場所に指定されており、災害が発生した場合、地域住民がこちらの施設に避難することが想定されるため、そのような事態が発生した場合の対応について検討していただきたい。

(伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ (施設名：ソフトピアジャパンセンターなど))

- ⑤⑫ センタービルの非常用電源は地下に設置されているが、大雨等による浸水被害が発生した場合、故障して使用不可となる恐れがあることから、将来、設備の更新が行われる際に、設置場所の見直し等を検討していただきたい。

(昭和造園土木・名岐サービスJVグループ (施設名：岐阜県百年公園))

- ⑤⑬ 「冒険の森ツリートップアドベンチャー」にて落下事故が発生し、施設は閉鎖中となっている。負傷された方へのケア、事故の原因究明、そして再発防止策の徹底など、運営再開に向けてやるべきことをしっかりとやっていただきたい。

5 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計）における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

○検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されてきました。

6 内部統制評価報告書審査

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治体における内部統制制度が導入され、令和2年4月1日から施行されました。

知事は、各年度について内部統制評価報告書を作成し、**監査委員が審査を行い、知事は監査委員の意見を付して内部統制評価報告書を議会に提出及び公表すること**となります。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

○審査の結果及び意見

令和4年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、**評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。**

なお、上記の審査結果に影響するものではありませんが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、**パソコンの毀損等、把握すべき不備の記載漏れが散見**されました。

また、不備として財務に関する事務処理の誤りが散見されており、内部統制上、**重大な不備につながることも懸念されるので、各所属において、内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、更なる充実強化に努めるよう意見を付**しました。

さらに、共通的な事務を実施している**現地機関**においては、**独自に設定しているリスク項目が必ずしも統一されていないので、各部局の主管課又は主務課において、リスク項目の調整を適切に行うことを促すよう意見を付**しました。

7 決算審査（一般会計・特別会計）

令和4年度の一般会計及び特別会計^{*1}について審査を実施し、その意見を令和5年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。
- ② 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的になされているか。
- ③ 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか。

（1）審査の結果

決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分については、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認められました。

(2) 決算の概要

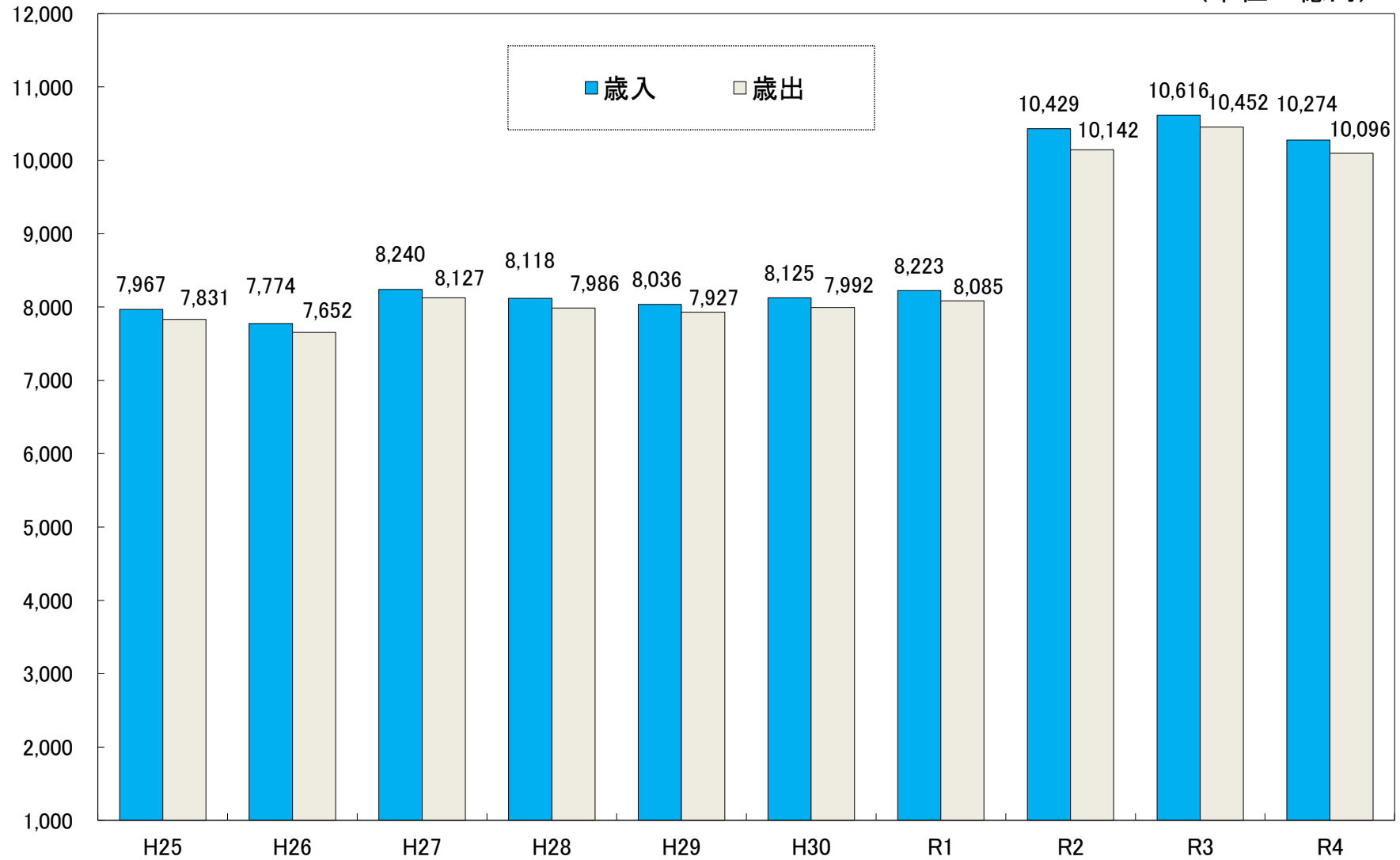
令和4年度の一般会計の歳入総額は約1兆274億円、歳出総額は約1兆96億円で、**実質収支*²は約96億円の黒字**でした。また、**特別会計**の歳入総額は約3,702億円、歳出総額は約3,646億円で、**実質収支は約56億円の黒字**でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく**経常収支比率*³は92.4%**であり、前年度の84.7%から**7.7ポイント悪化**しています。

また、**実質公債費比率*⁴は7.2%**、令和4年度末の**県債発行残高*⁵は約1兆7,295億円**、**基金残高*⁶は約1,831億円**でした。

- * 1 特別会計 地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です。(令和5年3月末現在10会計)
- * 2 実質収支 歳入決算額と歳出決算額の差引き(形式収支)から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。
- * 3 経常収支比率 経常的経費(人件費、公債費等)のために、経常一般財源(地方税、普通交付税等)がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。
- * 4 実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
- * 5 県債発行残高 県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。
- * 6 基金残高 条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です。(令和5年3月末現在27基金)

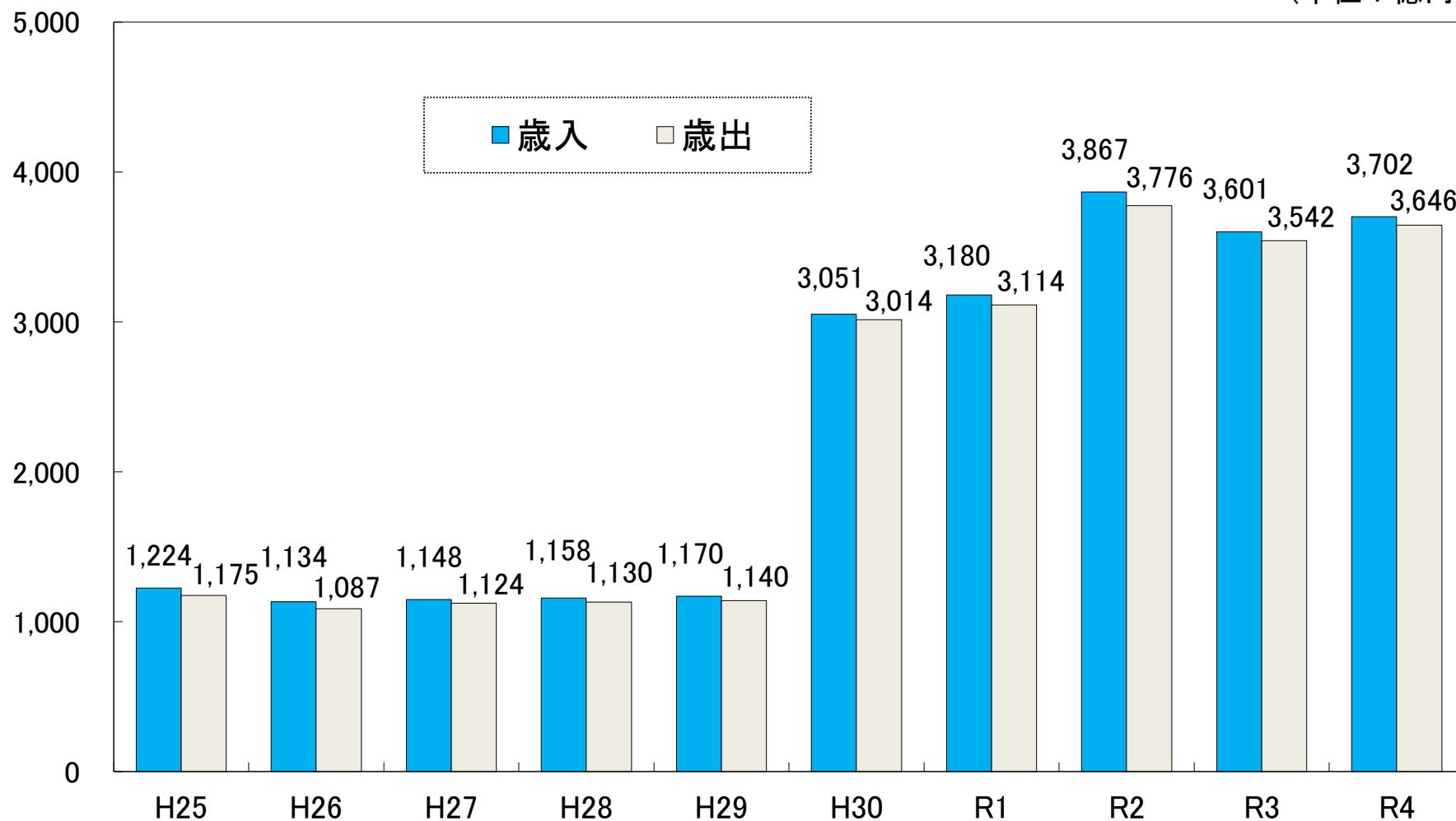
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）

（単位：億円）



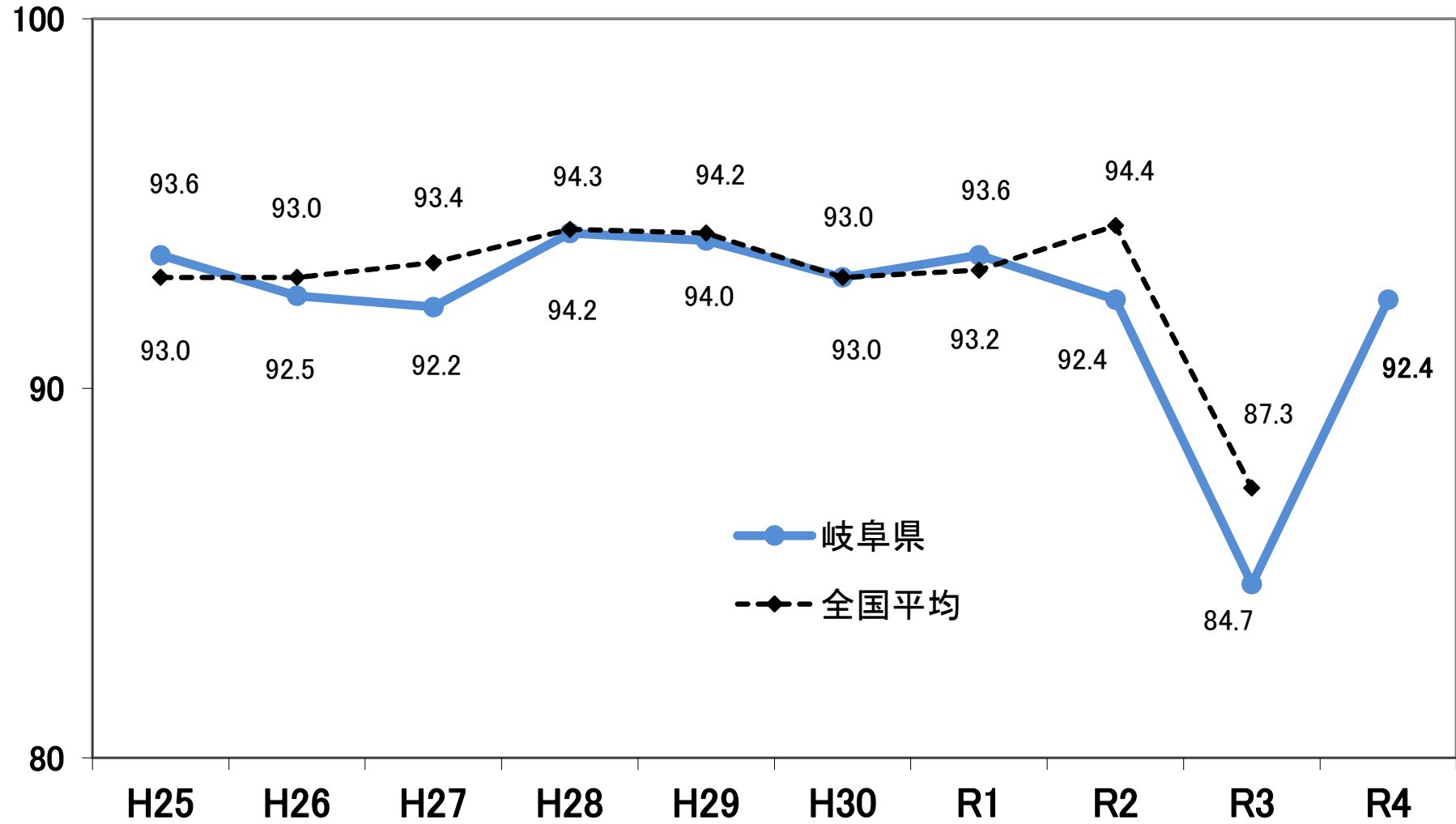
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

（単位：億円）



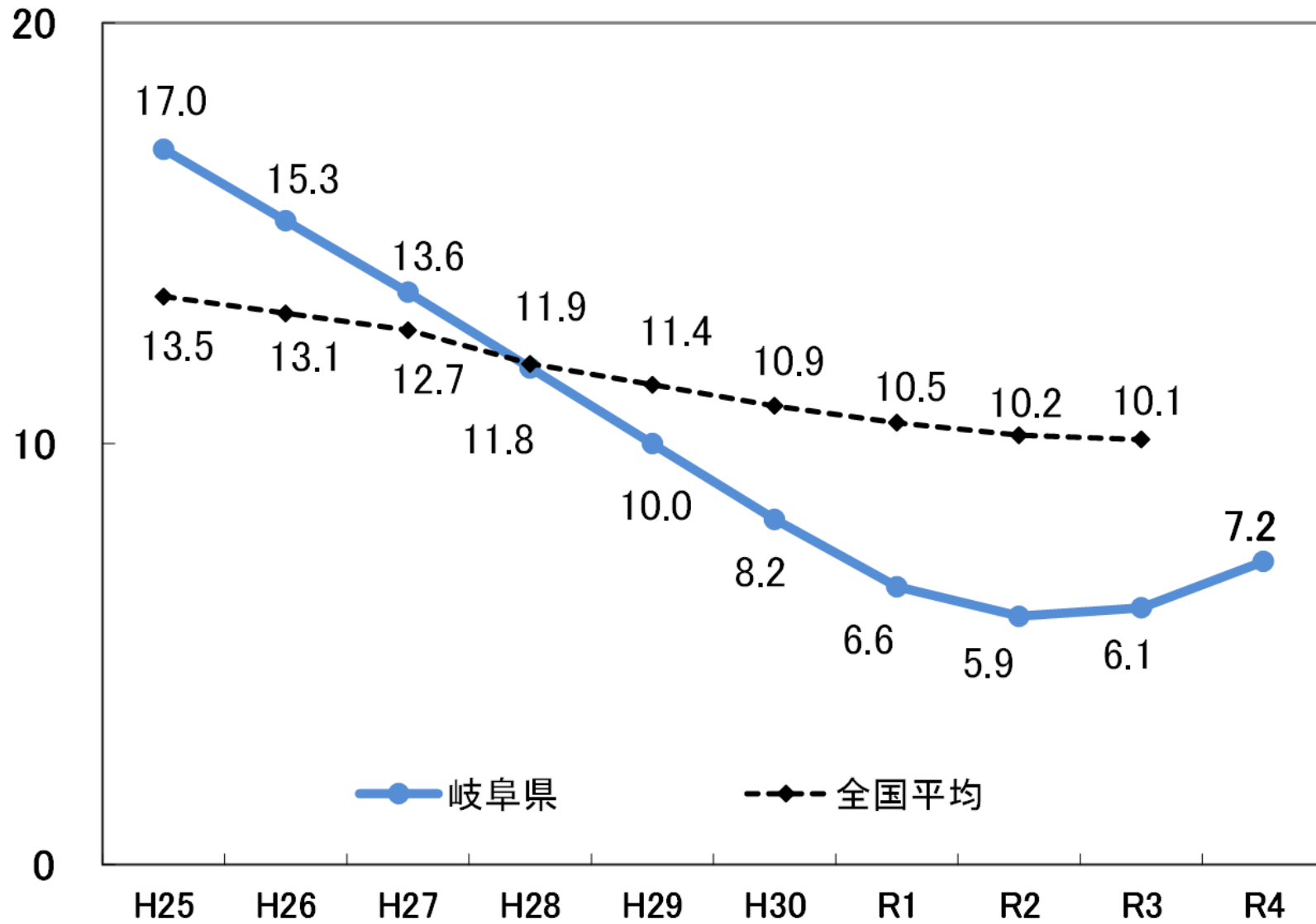
経常収支比率の推移

(単位：%)



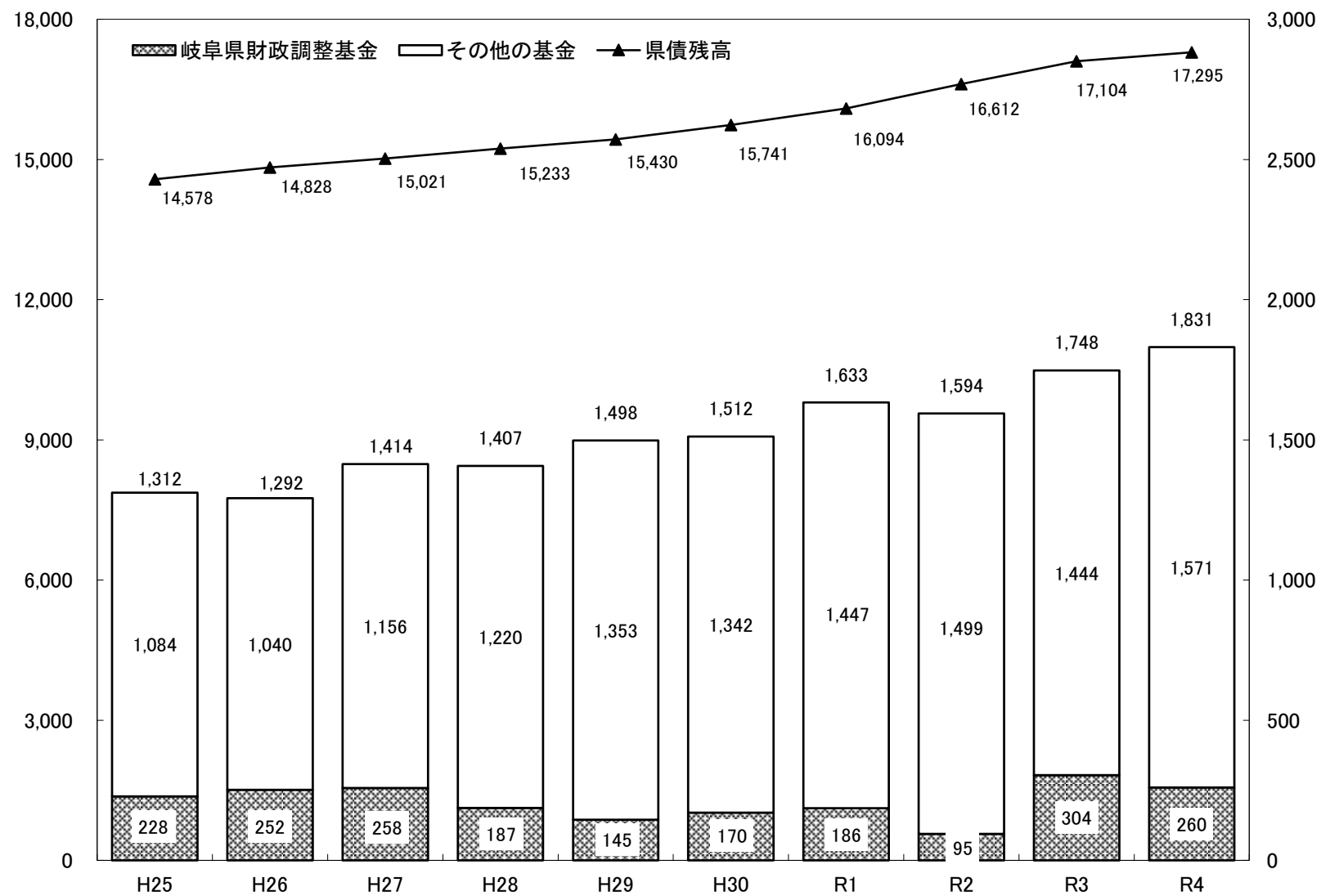
実質公債費比率の推移

(単位：%)



県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状について

令和4年度の決算に基づく健全化判断比率等の審査を行ったところ、**実質赤字比率及び連結実質赤字比率**はともに赤字額が生じていないため算定されず、**実質公債費比率及び将来負担比率**は、**早期健全化基準未満**でした。

しかし、**将来負担比率、実質公債費比率**はともに**悪化**しており、また財政構造の弾力性を示す**経常収支比率**も前年度に**比べ悪化**しています。

○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2019」や「岐阜県事務事業見直し推進本部」などによる事務事業の見直しを行っています。

一方、定期監査の過程において、公的施設の統廃合が地域の疲弊を進めている面もあり、この点には配慮が求められるが、人口減少・少子高齢化が進むなか、県政全般について将来に向け、コンパクト化、スマート化を検討すること、DXやICTを活用する場合のメリット・デメリットを検証し、対面・現地での業務等の他の手法を組み合わせることでより効果的・効率的なものとなるよう努めること、全国的な人手不足の中で地域に人材を確保するために、他地域に負けない条件や地域の魅力を含めた生活環境を提示するなど有効な人材確保策について検討することなどの意見を述べています。

今後も、事務事業の見直し等の取組を緩めることなく、監査の過程における意見も踏まえ、適切かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ6,405万円余減少し、このうち、県税に係る収入未済額は2,013万円余減少しました。

引き続き期限内納付の徹底や厳格な滞納整理に取り組むとともに、自主財源の確保のために、ふるさと納税や、税収の増加という視点を踏まえた地域・産業振興施策についても、今後も取組を図るよう求めました。

○今後の行財政運営について

これまでの臨時財政対策債の累増に加え、近年、激甚化・頻発化する災害への備えや公共施設の老朽化対策などにより、公債費が当分の間増加することが見込まれており、加えて社会保障関係経費の自然増にも対応する必要があるなど、将来に渡る歳出の増加要因が認められ、今後の財政運営は予断を許さない状況にあります。

他方、今後の社会経済状況については、緩やかな持ち直しが続いているところですが、県の行財政に大きな影響を与えかねない様々なリスクがあります。

このように県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの課題に果敢に取り組む必要があると思われ、財政の持続可能性に留意しつつ、一層効果的、効率的な事務の執行、事業の実施に努めるよう求めました。

8 決算審査（公営企業会計）

令和4年度の公営企業会計*¹について審査を実施し、その意見を令和5年8月30日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか。
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか。
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか。

* 1 地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です。（令和5年3月末現在 流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）

（1）審査の結果

決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合し、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

(2) 審査意見の概要

① 流域下水道事業会計

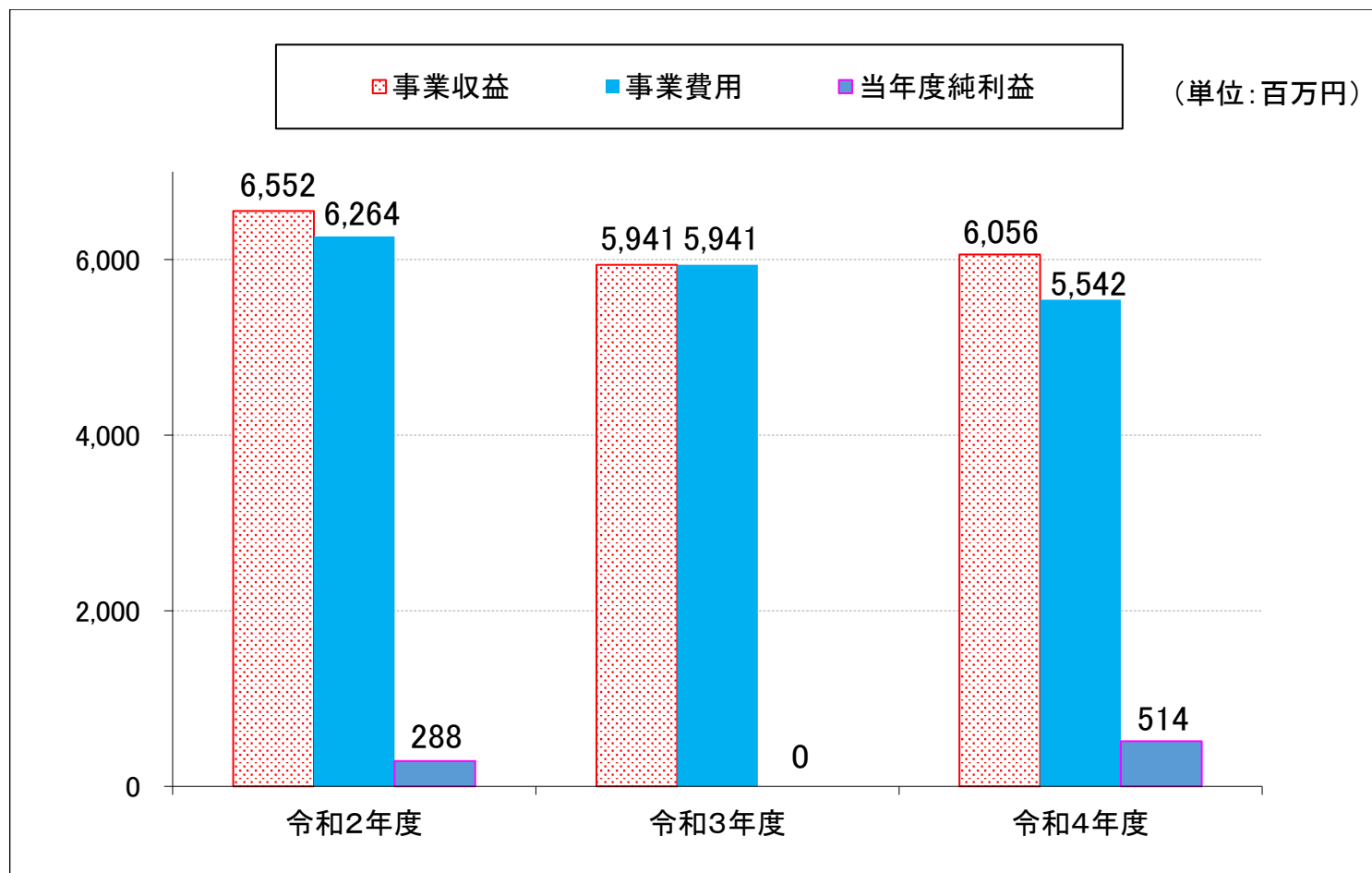
経営成績及び財政状態等については、令和4年度の下水道事業収益は60億5,581万円余で、下水道事業費用は55億4,150万円余でした。この結果、当年度の純利益は5億1,431万円余となっています。

このほか、各種指標を見ると、**経常収支比率は109.3%**で、前年度より**9.5ポイント**高くなっており、また、**流動比率は79.4%**で、前年度より**17.9ポイント**高くなっているものの、一般的には100%を超え、流動資産が流動負債を上回っている状況が望ましいことから、**更なる改善に努めるよう県に対して求めました。**

事業の運営については、施設の耐震化を計画的に進めた結果、4年度末時点で水処理施設内の一部の設備を除いて耐震化が完了しています。また、3年6月に耐水化計画を策定し、浸水対策のための施設整備を進めています。今後も危機管理体制の強化を図り、下水道サービスの安定的な提供に努めるよう求めました。

また、今後、人口減少等の影響により年間流入汚水量の増加傾向が減少に転じ、それに伴い収入減少が想定されます。一方、5年3月に策定した「**岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画**」において、**県の汚水処理施設の空き容量を活用して、周辺自治体の汚水処理施設の編入を推進**することとしており、県の役割が更に大きくなると考えられます。県の役割を果たすため、持続的安定的な運営を推進し、更なる経営の効率化に努めるよう求めました。

【経営成績の推移】



② 水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和4年度の水道事業収益は55億1,531万円余で、水道事業費用は48億8,300万円余でした。この結果、当年度の純利益は6億3,231万円余と、**40年間にわたって黒字決算を持続**しています。このほか、**自己資本構成比率*2**が88.3%で、前年度より1.4ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、財政状態に特段の問題は認められません。

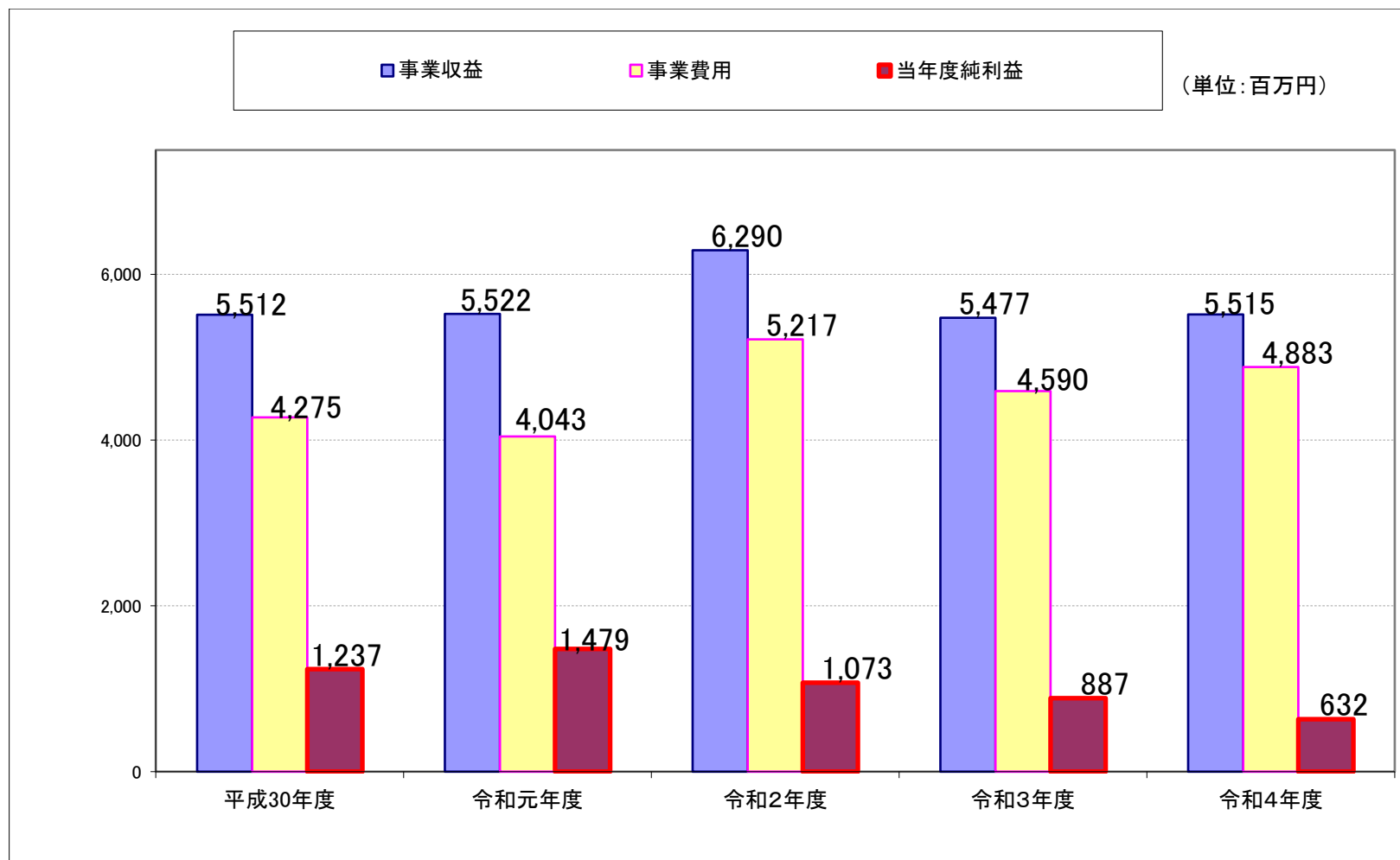
事業の運営については、ハード面では大容量送水管の整備や既設送水管の耐震対策、ソフト面では各種防災マニュアルの整備や訓練の実施、感染症対策の実施など、安全・安心な水道水を安定的に供給するための防災・減災対策が実施されていることが認められました。一方、これまでになかった様々な危機事案も想定される中で、引き続き**危機管理体制の強化に努めるよう県に対して求めました。**

また、今後、給水人口が現在の5割程度にまで減少すると予測されており、これに伴い水需要の減少が予測される中で、**長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。**

さらに、県営水道長期収支計画の見直しについて、現計画と実際の経営状況の乖離が継続的に生じる場合、計画的効率的な経営確保や適正な料金設定等にも支障を来す恐れがあることを踏まえ、**より精度の高い計画策定に努めるよう求めました。**

* 2 総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標です。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

【経営成績の推移】



③ 工業用水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和4年度の工業用水道事業収益は1億8万円余で、工業用水道事業費用は7,419万円余でした。この結果、**当年度の純利益は2,589万円余と、前年度に比べ476万円余の減少**となっています。一方、債務の状況についてみると、企業債の残高が1億8,244万円余、一般会計からの借入金の残高が4億6,552万円余あり、そのこともあって**自己資本構成比率が64.2%で、全国平均に及ばないもの**となっています。

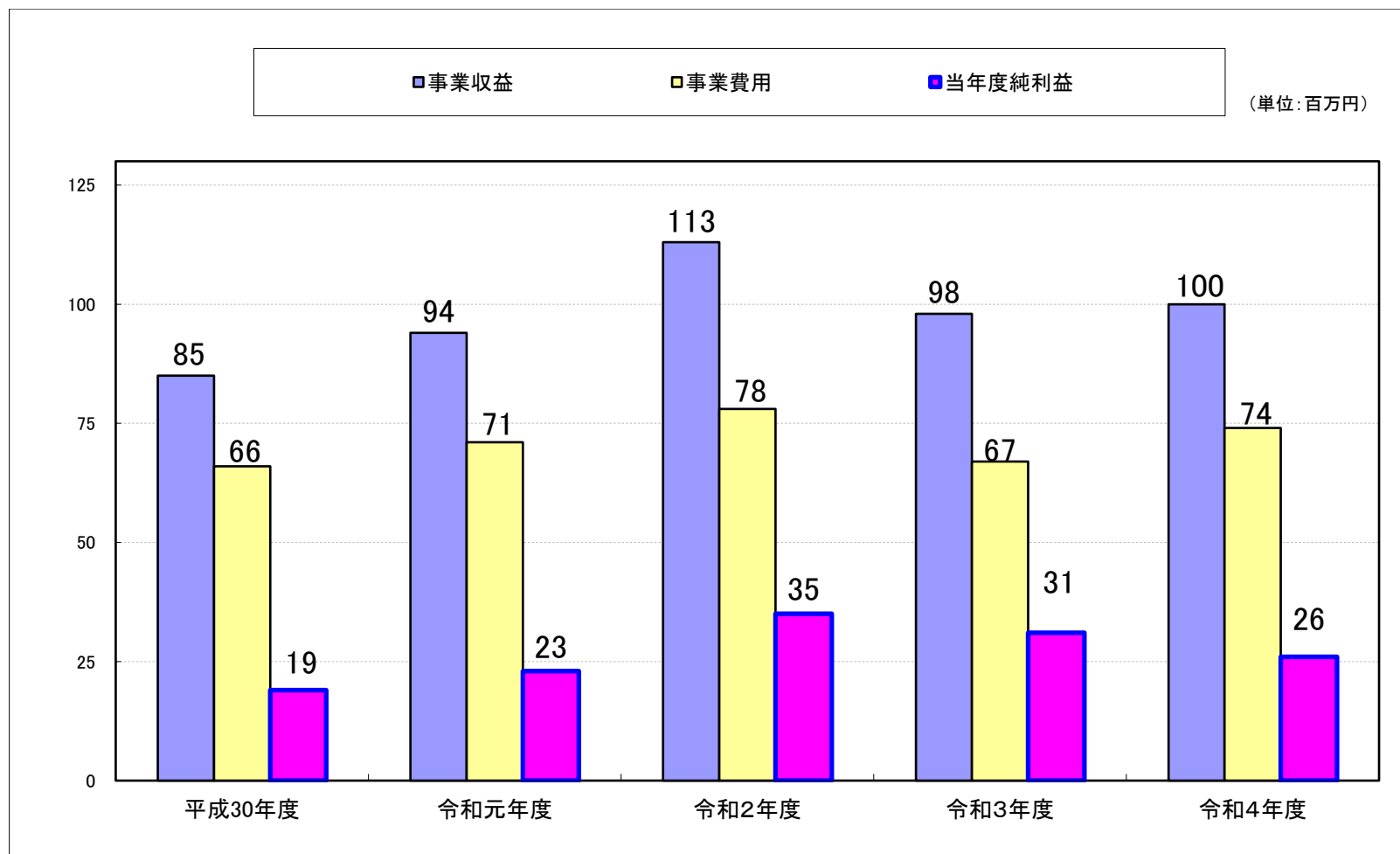
事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量が増加していますが、**施設利用率*³は27.7%で前年度数値から変化はなく、まだ全国平均に及ばない状況**となっています。

県が2年3月に策定した経営戦略においては、今後50年間で既存施設の更新費用に約35億円の支出が見込まれ、計画的に内部留保資金を確保し、自己財源による施設整備・更新を図るとしています。しかし、**一般会計からの借入金の償還額が5年度から増加するため、その影響を反映させる必要**があります。

工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、引き続き新規顧客の獲得、契約水量の増加に努めるとともに、**事業の効率化に努めるよう県に対して求めました。**

* 3 1日平均配水量(年間総配水量を年日数で除したものを)、1日配水能力(配水施設の容量)で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標です。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

【経営成績の推移】



9 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和4年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和5年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は、正確であるか。
- ② 基金の運用は、确实かつ効率的に行われているか。

(1) 審査の対象

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

(2) 審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね确实かつ効率的に行われていると認められました。

10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和5年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

○審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

＜令和4年度の健全化判断比率＞

(単位：%)

区分	比率	法定基準	
		早期健全化基準* ³	財政再生基準* ⁴
実質赤字比率	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	8.75	15.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	222.9	400.0	

(注)「—」: 実質収支が黒字のため算定不要

＜令和4年度の資金不足比率＞

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準* ⁵
岐阜県流域下水道事業会計	—	20.0
岐阜県水道事業会計	—	
岐阜県工業用水道事業会計	—	

(注)「—」: 資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す

- * 1 健全化判断比率 財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの指標の総称です。
- ①実質赤字比率 地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(岐阜県では、一般会計と9の特別会計(国民健康保険特別会計を除く)が対象)
- ②連結実質赤字比率 水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ③実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ④将来負担比率 地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象)
- * 2 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。
- * 3 早期健全化基準 財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。
- * 4 財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。
- * 5 経営健全化基準 公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

11 住民監査請求に基づく監査

- 公共道路改築費(高規格 I Cアクセス)【翌債】(国)256号道路詳細設計委託業務契約についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました(令和5年5月29日決定)。
- 関市洞戸栗原地内の土地境界確定及び土地地積更正嘱託登記事務についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました(令和5年11月20日決定)。

(参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■ 令和5年度のテーマ

「岐阜県の子どもに関する補助金」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、公表しなければなりません。